

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	市税徵収管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、市税徵収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税徴収管理に関する事務
②事務の概要	市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 <1>納税者から納付された市税の収納管理を行う。 <2>納付書の再発行を行う。 <3>市税の口座振替に関する管理を行う。 <4>過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 <5>期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 <6>督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 <7>市税の納付に関する問い合わせに対応する。 <8>申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。 <9>他機関に滞納者の実態調査を行う。(照会・回答)
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納整理支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル (3)滞納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課(<1>～<5>、<7>、<8>)、債権管理課(<1>、<2>、<5>、<6>、<7>、<9>)
②所属長の役職名	税務課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課/債権管理課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1145/1151
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	税務課長 南川 恒司	税務課長 小林 久欣	事後	
平成30年8月31日	I - 1-②事務の内容	<p>市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者から納付された市税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・市税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 ・市税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書等を発行する。 	<p>市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者から納付された市税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・市税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 ・市税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書等を発行する。 ・他機関に滞納者の実態調査を行う。(照会・回答) 	事後	
平成30年8月31日	I - 6-②所属長	税務課長 小林 久欣	税務課長	事後	
平成30年8月31日	II - 1. いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年8月31日	II - 2. いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成30年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成30年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規入力	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	I -1-②事務の内容	<p>市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者から納付された市税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・市税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 ・市税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書等を発行する。 ・他機関に滞納者の実態調査を行う。(照会・回答) 	<p>市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p><1>納税者から納付された市税の収納管理を行う。 <2>納付書の再発行を行う。 <3>市税の口座振替に関する管理を行う。 <4>過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 <5>期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 <6>督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 <7>市税の納付に関する問い合わせに対応する。 <8>申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。 <9>他機関に滞納者の実態調査を行う。(照会・回答)</p>	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	<p>①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長</p>	<p>①部署 税務課(<1>～<5>、<7>、<8>)、債権管理課(<1>、<2>、<5>、<6>、<7>、<9>) ②所属長の役職名 税務課長、債権管理課長</p>	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 税務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1151/1145	総務部 税務課/債権管理課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1145/1151	事後	
令和4年2月4日	II しきい値判断項目	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点</p>	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点</p>	事後	
令和4年9月26日	II しきい値判断項目	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点</p>	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点</p>	事後	
令和5年8月22日	II しきい値判断項目	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点</p>	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点</p>	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表第一16の項	法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	II しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和6年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和6年3月31日時点	事後	
令和7年3月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規入力	事後	様式変更に伴う修正
令和7年3月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規入力	事後	様式変更に伴う修正